



神奈川県

KANAGAWA

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための
施策の実施に関する基本的な計画

かながわDV防止・被害者支援プラン

2019年度～2023年度



2019年3月

はじめに

本県では、1982年を「かながわ女性元年」として、婦人総合センター（現かながわ男女共同参画センター）を開設するとともに、「かながわ女性プラン」を策定し、女性への暴力対策にいち早く取り組んできました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定され、2002年に配偶者暴力相談支援センターを設置し、2006年には「かながわDV被害者支援プラン」を策定しました。

その後、2009年及び2014年の2度にわたり、改定を行いながら、市町村や民間団体、警察本部等の関係機関と連携し、DV防止と被害者支援に取り組んできました。なお、2014年改定の際は、プランの名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」に変更し、男性相談窓口の設置や専門相談の強化、同伴児童の心理的ケア、交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）の防止など、取組みを強化しました。しかしながら、県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は毎年5千件前後にのぼるなど、依然として課題が残されています。

近年、DVが背景にあると考えられる痛ましい事件が発生しています。また、子どもの目の前で暴力（いわゆる「面前DV」）による心理的虐待が子どもに与える影響など、様々な問題点が指摘されています。

こうした課題を踏まえ、今回のプランでは新たに、DVを未然に防止するため、お互いを大切にしようコミュニケーション能力を身につける啓発事業など、DV防止の取組みを充実・強化することとしました。また、引き続き市町村や民間団体、関係機関と幅広く協働・連携しながら、DVに対する理解を深めるための若い世代をはじめとした意識啓発などに取り組むとともに、被害者や同伴児童に対する支援に取り組んでまいります。

なお、プランの改定にあたっては、神奈川県男女共同参画審議会や神奈川県DV対策推進会議の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様から貴重なご意見やご提案を頂きました。皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

引き続き、DV防止と被害者支援に取り組む、暴力の根絶と一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしてまいりますので、皆様の温かいご理解とお力添えをお願いいたします。

2019年3月



神奈川県知事 高岩祐治

◆本計画における主な用語の説明◆

○ 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」:

「DV」という言葉は、直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、本計画においては、「配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力」という意味で記載しています。

○ 「DV防止法」／「配偶者」「配偶者等」:

本計画においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を「DV防止法」と記載しています。

DV防止法における「配偶者」は、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の相手を含みます。

「DV防止法」の適用範囲について：

- ・ DV防止法上の「配偶者からの暴力」には、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き受ける暴力を含みます。
- ・ 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力にも準用され、さらに、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き受ける暴力を含みます。

ただし、本計画においては、生活の本拠を共にしない交際相手も含め「配偶者等」と記載しています。

○ 「被害者」:

DV防止法における「被害者」とは、配偶者から暴力を受けた者をいいます。（男性、女性の別を問いません。）

ただし本計画においては、DV防止法の対象外の場合であっても、配偶者等からの暴力を受けた者を「被害者」としています。

○ 「暴力の種類」:

DV防止法における「暴力」とは、「身体に対する暴力」又は「これに準^(*1)ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。

暴力には以下のような種類があり、本計画においては、以下のような行為を広く暴力として扱っています。

- ・ 身体的暴力 … 殴る／蹴る／首を絞める／タバコの火を押し付ける など
- ・ 精神的暴力 … 暴言を吐く／脅かす／無視する／浮気・不貞を疑う など
- ・ 経済的暴力 … 生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／借金を重ねる など
- ・ 社会的暴力 … 外出や、親族・友人との付き合いを制限する／メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する など
- ・ 性的暴力 … 性行為を強要する／ポルノを見せたり、道具のように扱う／避妊に協力しない など

(*1) : DV防止法における「暴力」のうち、保護命令が発令される要件となる「暴力」は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみとしています。

また、DVの発見者による通報や、警察官による被害の防止、警察本部長等の援助に関する規定は、身体に対する暴力のみを対象として整理されています。

また、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」について、国は暴力を「身体的暴力」、「精神的暴力」(本計画における「経済的暴力」「社会的暴力」を含める)及び「性的暴力」の3つに分類したうえで「精神的暴力」及び「性的暴力」を指すとし、刑法上の脅迫に当たるような言動もこれに該当する(軽微なものは除く)としています。

目 次

I	計画の基本的な考え方	
1	計画改定の趣旨	1
2	計画の対象地域	1
3	計画の性格	1
4	計画期間	2
II	神奈川のDV対策の現状と課題	
1	DVに対する意識の状況	4
2	相談の状況	8
3	一時保護・保護命令の状況	15
4	自立支援の状況	18
5	関係機関等との連携の状況	21
III	計画の内容	
1	基本認識	23
2	重点目標と特に重点的に取り組むポイント	23
3	施策の体系	24
4	具体的な施策内容	26
	【重点目標Ⅰ】 暴力の未然防止	26
	施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化	26
	【重点目標Ⅱ】 安心して相談できる体制の整備	28
	施策の方向2 相談体制の充実	28
	【重点目標Ⅲ】 安全が守られる保護体制の整備	30
	施策の方向3 一時保護と安全確保	30
	【重点目標Ⅳ】 自立支援の促進	33
	施策の方向4 自立した生活に向けた切れ目のない支援	33
	【重点目標Ⅴ】 市町村、民間団体及び関係機関との連携等	36
	施策の方向5 地域における相談と自立支援の体制の充実	36
	施策の方向6 民間団体との連携、支援	38
	施策の方向7 関係機関等との連携及び人材育成	39
	施策の方向8 課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応	40
IV	数値目標	41
V	推進体制	42
	参考資料	43